

○内閣府令第四号

健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）の施行に伴い、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十一年二月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部改正）

第一条 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改正後	改正前
<p>(特別の用途)</p> <p>第一条 健康増進法（以下「法」という。）第四十三条第一項の内閣府令で定める特別の用途は、次とのとおりとする。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>(特別用途表示の許可の申請書の記載事項等)</p> <p>第二条 法第四十三条第二項の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>「一〇六 略」</p> <p>2 前項の規定は、法第六十三条第二項において準用する法第四十三条第二項の規定による申請書について準用する。この場合において、前項中「法第四十三条第二項」とあるのは「法第六十三条第二項において準用する法第四十三条第二項」と、同項第三号中「許可」とあるのは「承認」と読み替えるものとする。</p> <p>3 法第四十三条第二項（法第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書は、邦文で記載されていなければならない。</p> <p>4 消費者庁長官は、法第四十三条第一項の許可又は法第六十三条第一項の承認について必要があると認めるときは、申請者に対して基礎実験資料その他の参考資料の提出を求めることができる。</p>	<p>(特別の用途)</p> <p>第一条 健康増進法（以下「法」という。）第二十六条第一項の内閣府令で定める特別の用途は、次とのとおりとする。</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>(特別用途表示の許可の申請書の記載事項等)</p> <p>第二条 法第二十六条第二項の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>「一〇六 同上」</p> <p>2 前項の規定は、法第二十九条第二項において準用する法第二十六条第二項の規定による申請書について準用する。この場合において、前項中「法第二十六条第二項」とあるのは「法第二十九条第二項において準用する法第二十六条第二項」と、同項第三号中「許可」とあるのは「承認」と読み替えるものとする。</p> <p>3 法第二十六条第二項（法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書は、邦文で記載されていなければならない。</p> <p>4 消費者庁長官は、法第二十六条第一項の許可又は法第二十九条第一項の承認について必要があると認めるときは、申請者に対して基礎実験資料その他の参考資料の提出を求めることができる。</p>	
<p>(審査)</p> <p>第四条 前条に規定する書類が提出された場合、内閣総理大臣は、特定保健用食品の安全性及び効果について、食品安全委員会（安全性に係るものに限る。）及び消費者委員会の意見を聴くものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、</p>	<p>(審査)</p> <p>第四条 前条に規定する書類が提出された場合、内閣総理大臣は、特定保健用食品の安全性及び効果について、食品安全委員会（安全性に係るものに限る。）及び消費者委員会の意見を聴くものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、</p>	

この限りでない。

- 一 規格基準型（消費者庁長官が法第四十三条第一項の許可を行つた特定保健用食品のうち、その安全性及び効果について十分に知見が得られており、かつ同一の分類に属する特定保健用食品が多数存在するものをいう。）に係る申請の場合
- 二 再許可（消費者庁長官が法第四十三条第一項の許可を行つた特定保健用食品に軽微な変更をするものをいう。）に係る申請の場合

三 「略」

- 2 消費者庁長官は、前項の意見を踏まえ、当該特定保健用食品に係る法第四十二条第一項の許可を行うものとする。

（再審査）

- 第五条 特定保健用食品に係る法第四十三条第一項の許可を受けた者は、当該特定保健用食品の安全性又は効果についての新たな知見が得られたときは、その旨及び当該知見の内容を消費者庁長官に報告しなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、消費者庁長官が法第四十三条第一項の許可を行つた特定保健用食品について、前項の報告があつた場合その他の場合において必要があると認めるときは、食品安全委員会（安全性に係るものに限る。）及び消費者委員会の意見を聞くものとする。
- 3 消費者庁長官は、前項の意見を踏まえ、再審査を行い、必要に応じ、当該特定保健用食品に係る法第四十三条第一項の許可を法第六十二条第三号の規定により取り消すものとする。

この限りでない。

- 一 規格基準型（消費者庁長官が法第二十六条第一項の許可を行つた特定保健用食品のうち、その安全性及び効果について十分に知見が得られており、かつ同一の分類に属する特定保健用食品が多数存在するものをいう。）に係る申請の場合
- 二 再許可（消費者庁長官が法第二十六条第一項の許可を行つた特定保健用食品に軽微な変更をするものをいう。）に係る申請の場合

三 「同上」

- 2 消費者庁長官は、前項の意見を踏まえ、当該特定保健用食品に係る法第二十六条第一項の許可を行うものとする。

（再審査）

- 第五条 特定保健用食品に係る法第二十六条第一項の許可を受けた者は、当該特定保健用食品の安全性又は効果についての新たな知見が得られたときは、その旨及び当該知見の内容を消費者庁長官に報告しなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、消費者庁長官が法第二十六条第一項の許可を行つた特定保健用食品について、前項の報告があつた場合その他の場合において必要があると認めるときは、食品安全委員会（安全性に係るものに限る。）及び消費者委員会の意見を聞くものとする。
- 3 消費者庁長官は、前項の意見を踏まえ、再審査を行い、必要に応じ、当該特定保健用食品に係る法第二十六条第一項の許可を法第二十八条第三号の規定により取り消すものとする。

- 第六条 第四条第二項及び前条の規定は、法第六十三条第一項の承認について準用する。この場合において、第四条第二項及び前条中「法第四十三条第一項の許可」とあるのは「法第六十三条第一項の承認」と、前条第三項中「法第六十二条第三号」とあるのは「法第六十三条第二項で準用する法第六十二条第三号」と

- 第六条 第四条第二項及び前条の規定は、法第二十九条第一項の承認について準用する。この場合において、第四条第二項及び前条中「法第二十六条第一項の許可」とあるのは「法第二十九条第一項の承認」と、前条第二項中「法第二十八条第三号」とあるのは「法第二十九条第二項で準用する法第二十八条第三号」と

「と読み替えるものとする。

(手数料の納付方法)

第七条 法第四十三条第四項 (法第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による国庫に納付すべき手数料は、申請書に手数料の額に相当する額の収入印紙をすることにより納付しなければならない。

(特別用途食品の表示事項等)

第八条 法第四十三条第六項の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣の承認を受けた事項については、その記載を省略することができる。

「一〇十二 略」

2 前項の規定は、法第六十三条第二項において準用する法第四十三条第六項の規定による表示について準用する。この場合において、前項中「法第四十三条第六項」とあるのは「法第六十三条第二項において準用する法第四十三条第六項」と、同項第六号中「別記様式第二号(特定保健用食品にあつては、別記様式第三号(許可の際、その摂取により特定の保健の目的が期待できる旨について条件付きの表示をすることとされたもの(以下「条件付き特定保健用食品」という。)にあつては、別記様式第四号)」による許可証票」とあるのは「別記様式第五号(特定保健用食品にあつては、別記様式第六号(承認の際、その摂取により特定の保健の目的が期待できる旨について条件付きの表示をすることとされたもの(以下「条件付き特定保健用食品」という。)にあつては、別記様式第七号)」による承認証票」と、同項第七号及び第十二号中「許可」とあるのは「承認」と読み替えるものとする。

3 法第四十三条第六項(法第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定により表示すべき事項は、邦文で当該食品の容器包装(容器包装が小売のために包装されている場合は

「と読み替えるものとする。

(手数料の納付方法)

第七条 法第二十六条第四項 (法第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による国庫に納付すべき手数料は、申請書に手数料の額に相当する額の収入印紙をすることにより納付しなければならない。

(特別用途食品の表示事項等)

第八条 法第二十六条第六項の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣の承認を受けた事項については、その記載を省略することができる。

「一〇十二 同上」

2 前項の規定は、法第二十九条第二項において準用する法第二十六条第六項の規定による表示について準用する。この場合において、前項中「法第二十六条第六項」とあるのは「法第二十九条第二項において準用する法第二十六条第六項」と、同項第六号中「別記様式第二号(特定保健用食品にあつては、別記様式第三号(許可の際、その摂取により特定の保健の目的が期待できる旨について条件付きの表示をすることとされたもの(以下「条件付き特定保健用食品」という。)にあつては、別記様式第四号)」による許可証票」とあるのは「別記様式第五号(特定保健用食品にあつては、別記様式第六号(承認の際、その摂取により特定の保健の目的が期待できる旨について条件付きの表示をすることとされたもの(以下「条件付き特定保健用食品」という。)にあつては、別記様式第七号)」による承認証票」と、同項第七号及び第十二号中「許可」とあるのは「承認」と読み替えるものとする。

3 法第二十六条第六項(法第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により表示すべき事項は、邦文で当該食品の容器包装(容器包装が小売のために包装されている場合は

、当該包装）を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装若しくは包装の見やすい場所又はこれに添付する文書に記載されていなければならない。

（登録の申請）

第九条 法第四十四条の登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 「略」

二 許可試験（法第四十三条第三項に規定する許可試験をいう。以下同じ。）を行う事業所の名称及び所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 「一・二 略」

三 法第四十六条第一項第二号イに規定する部門（以下「許可試験部門」という。）及び同号ハに規定する専任の部門（以下「信頼性確保部門」という。）の組織を明らかにする書類

四 法第四十六条第一項第二号ロに規定する文書として、次に掲げるもの

五 「イ・ホ 略」

次の事項を記載した書面

イ 法第四十五条各号のいずれかに該当する事実の有無

「ロ・ホ 略」

ヘ 法第四十六条第一項第三号イからハまでのいずれかに該当する事実の有無

ト 「略」

チ 役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）の氏名、住所、代表権の有無及び略歴（法第四十六条第一項第三号に規定する特別用

、当該包装）を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装若しくは包装の見やすい場所又はこれに添付する文書に記載されていなければならない。

（登録の申請）

第九条 法第二十六条の二の登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 「同上」

二 許可試験（法第二十六条第三項に規定する許可試験をいう。以下同じ。）を行う事業所の名称及び所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 「一・二 同上」

三 法第二十六条の四第一項第二号イに規定する部門（以下「許可試験部門」という。）及び同号ハに規定する専任の部門（以下「信頼性確保部門」という。）の組織を明らかにする書類

四 法第二十六条の四第一項第二号ロに規定する文書として、次に掲げるもの

五 「イ・ホ 同上」

次の事項を記載した書面

イ 法第二十六条の三各号のいずれかに該当する事実の有無

「ロ・ホ 同上」

ヘ 法第二十六条の四第一項第三号イからハまでのいずれかに該当する事実の有無

ト 「同上」

チ 役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）の氏名、住所、代表権の有無及び略歴（法第二十六条の四第一項第三号に規定する特別用

無及び略歴（法第二十六条の四第一項第三号に規定する特別用

途食品営業者の役員又は職員（過去二年間に当該特別用途食品営業者の役員又は職員であつた者を含む。）に該当するか否かを含む。）

リ 「略」

3 「略」

（登録の更新の申請）

第十一条 法第四十七条第一項の登録の更新を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

「一・二・三 略」

（事業所の変更の届出）

第十一条 法第四十九条の規定により事業所の所在地の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

「一・二・三 略」

（試験業務規程の認可申請手続）

第十二条 登録試験機関（法第四十三条第三項に規定する登録試験機関をいう。以下同じ。）は、法第五十条第一項前段の規定により許可試験の業務に関する規程（以下「試験業務規程」という。）の認可を受けようとするときは、申請書に試験業務規程及び許可試験に関する手数料の額の算定に関する資料を添えて内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 法第五十条第二項の試験業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

「一・二・三 略」

九 財務諸表等（法第五十二条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下同じ。）の備付け及び財務諸表等の閲覧等の請求

別用途食品営業者の役員又は職員（過去二年間に当該特別用途食品営業者の役員又は職員であつた者を含む。）に該当するか否かを含む。）

リ 「同上」

3 「同上」

（登録の更新の申請）

第十一条 法第二十六条の五第一項の登録の更新を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

「一・二・三 同上」

（事業所の変更の届出）

第十一条 法第二十六条の七の規定により事業所の所在地の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

「一・二・三 同上」

（試験業務規程の認可申請手続）

第十二条 登録試験機関（法第二十六条第三項に規定する登録試験機関をいう。以下同じ。）は、法第二十六条の八第一項前段の規定により許可試験の業務に関する規程（以下「試験業務規程」という。）の認可を受けようとするときは、申請書に試験業務規程及び許可試験に関する手数料の額の算定に関する資料を添えて内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 法第二十六条の八第二項の試験業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

「一・二・三 同上」

九 財務諸表等（法第二十六条の十第一項に規定する財務諸表等をいう。以下同じ。）の備付け及び財務諸表等の閲覧等の請求

の受付に関する事項

十 「略」

3 登録試験機関は、法第五十条第一項後段の規定により試験業務規程の変更の認可を受けようとするときは、変更の内容及び変更の理由を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が許可試験に関する手数料の額の変更を伴うときは、その算定に関する資料を添えなければならない。

(業務の休廃止の許可の申請)

第十三条 登録試験機関は、法第五十一条の規定により許可試験の業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

「一・三 略」

(電磁的記録の表示方法)

第十四条 法第五十二条第二項第三号に規定する内閣府令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録の提供方法)

第十五条 法第五十二条第二項第四号に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げるもののうち、登録試験機関が定めるものとする。

「一・二 略」

(帳簿の記載事項)

第十六条 法第五十六条の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

「一・十一 略」

請求の受付に関する事項

十 「同上」

3 登録試験機関は、法第二十六条の八第一項後段の規定により試験業務規程の変更の認可を受けようとするときは、変更の内容及び変更の理由を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が許可試験に関する手数料の額の変更を伴うときは、その算定に関する資料を添えなければならない。

(業務の休廃止の許可の申請)

第十三条 登録試験機関は、法第二十六条の九の規定により許可試験の業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

「一・三 同上」

(電磁的記録の表示方法)

第十四条 法第二十六条の十第二項第三号に規定する内閣府令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録の提供方法)

第十五条 法第二十六条の十第二項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうち、登録試験機関が定めるものとする。

「一・二 同上」

(帳簿の記載事項)

第十六条 法第二十六条の十四の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

「一・十一 同上」

2 [略]

(職員の身分を示す証明書)

第十七条 法第五十九条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式第八号によるものとする。

(食品の収去証)

第十八条 法第六十一条第一項（法第六十三条第二項及び第六十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生監視員が食品を収去したときは、被収去者に別記様式第九号による収去証を交付しなければならない。

(法第六十五条第一項の内閣府令で定める事項)

第十九条 法第六十五条第一項の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

〔一〕四 略

様式第八号（第十七条関係）
(表面)

8cm

2 [同上]

(職員の身分を示す証明書)

第十七条 法第二十六条の十七第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式第八号によるものとする。

(食品の収去証)

第十八条 法第二十七条第一項（法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生監視員が食品を収去したときは、被収去者に別記様式第九号による収去証を交付しなければならない。

(法第三十一条第一項の内閣府令で定める事項)

第十九条 法第三十一条第一項の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

〔一〕四 同上

様式第八号（第十七条関係）
(表面)

8cm

(裏面)

この証明書を携帯する者は、健康増進法により立入検査を行う職権を有するもので、その関係文は、次のとおりである。

12cm

健康増進法第五十九条第一項の規定による立ち入り検査を行う職員の証	
発行年月日	第号
消費者庁長官	官職名
生年月日	氏名
■	

写

真

(裏面)

この証明書を携帯する者は、健康増進法により立入検査を行う職権を有するもので、その関係文は、次のとおりである。

12cm

健康増進法第二十六条の十七第一項の規定による立ち入り検査を行う職員の証	
発行年月日	第号
消費者庁長官	官職名
生年月日	氏名
■	

写

真

健康増進法抜粋

（立入検査）

第五十九条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録試験機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができることとする。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（権限の委任）

第六十九条（略）

2（略）

3 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

4・5（略）

健康増進法抜粋

（立入検査）

第二十六条の十七 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録試験機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（権限の委任）

第三十五条（略）

2（略）

3 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

4・5（略）

甲	○ ○					
取去証						
<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">記号</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>番号</td> <td></td> </tr> </table>			記号		番号	
記号						
番号						
<p>1 被収去者の住所又は営業所所在地 2 被収去者の氏名又は法人名 3 収去品名 4 収去数量 5 収去目的 6 収去日時 平成 年 月 日午後 時 7 収去場所</p> <p>健康増進法第61条第1項（同法第63条第2項及び第66条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、上記のように収去する。</p> <p>平成 年 月 日 収去者 所属庁 職名 所属庁印</p> <p>氏名@</p> <p>備考</p> <p>※教示事項について（別紙）参照</p>						
<p>備考</p> <p>1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列5番又はA列6番とする。 2 所属庁印は、赤色とする。 3 この用紙は、甲片及び乙片の2片とする。 4 乙片にはとじ目の切断線を設けず、かつ、所属庁印及び@を省略するとともに、「取去証」を「取去証（控）」と、「甲」を「乙」と印刷するものとする。</p>						
<p>（別紙）</p> <p>＜教示＞</p> <p>この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、○○に対して審査請求をすることができる（処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。</p> <p>この処分に対する取消訴訟については、□□を被告として、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない（裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。</p> <p>＜参考条文＞</p> <p>○健康増進法（平成14年法律第103号）（抄） （特別用途食品の検査及び収去）</p> <p><u>第61条</u> 内閣総理大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に特別用途食品の製造施設、貯蔵施設又は販売施設に立ち入らせ、販売の用に供する当該特別用途食品を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において当該特別用途食品を収去させることができる。</p> <p>2～5 （略） （権限の委任）</p> <p><u>第69条</u> （略）</p> <p>2 （略） 3 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>備考</p> <p>1 教示文言中の「○○」には、収去者の所属庁を踏まえ、「内閣総理大臣」、「消費者庁長官」、「都道府県知事」、「保健所設置市長」又は「特別区長」と記載するものとする。 2 教示文言中の「□□」には、収去者の所属庁を踏まえ、「国（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）」、「都道府県」、「保健所設置市」又は「特別区」と記載するものとする。</p>						

甲	○ ○					
取去証						
<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">記号</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>番号</td> <td></td> </tr> </table>			記号		番号	
記号						
番号						
<p>1 被収去者の住所又は営業所所在地 2 被収去者の氏名又は法人名 3 収去品名 4 収去数量 5 収去目的 6 収去日時 平成 年 月 日午後 時 7 収去場所</p> <p>健康増進法第27条第1項（同法第29条第2項及び第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、上記のように収去する。</p> <p>平成 年 月 日 収去者 所属庁 職名 所属庁印</p> <p>氏名@</p> <p>備考</p> <p>※教示事項について（別紙）参照</p>						
<p>備考</p> <p>1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列5番又はA列6番とする。 2 所属庁印は、赤色とする。 3 この用紙は、甲片及び乙片の2片とする。 4 乙片にはとじ目の切断線を設けず、かつ、所属庁印及び@を省略するとともに、「取去証」を「取去証（控）」と、「甲」を「乙」と印刷するものとする。</p>						
<p>（別紙）</p> <p>＜教示＞</p> <p>この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、○○に対して審査請求をすることができる（処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。</p> <p>この処分に対する取消訴訟については、□□を被告として、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない（裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。</p> <p>＜参考条文＞</p> <p>○健康増進法（平成14年法律第103号）（抄） （特別用途食品の検査及び収去）</p> <p><u>第27条</u> 内閣総理大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に特別用途食品の製造施設、貯蔵施設又は販売施設に立ち入らせ、販売の用に供する当該特別用途食品を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において当該特別用途食品を収去させることができる。</p> <p>2～5 （略） （権限の委任）</p> <p><u>第35条</u> （略） 2 （略） 3 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>備考</p> <p>1 教示文言中の「○○」には、収去者の所属庁を踏まえ、「内閣総理大臣」、「消費者庁長官」、「都道府県知事」、「保健所設置市長」又は「特別区長」と記載するものとする。 2 教示文言中の「□□」には、収去者の所属庁を踏まえ、「国（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）」、「都道府県」、「保健所設置市」又は「特別区」と記載するものとする。</p>						

備考　表中の「」の記載は注記である。

（消費者庁組織規則の一部改正）

第二条 消費者庁組織規則（平成二十一年内閣府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改 正 後
官	官	改 正 前
<p style="text-align: center;">（食品表示対策室並びに上席景品・表示調査官及び課徴金審査官）</p> <p>第七条　【略】</p> <p>2　食品表示対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>　　【一・四　略】</p> <p>五　健康増進法（平成十四年法律第二百三号）第六十五条第一項に規定する表示に関すること（同法第六十六条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による命令並びに同条第三項において準用する同法第六十一条第一項の規定による立入検査及び収去の実施に係るものに限る。）。</p> <p>　　【六・七　略】</p> <p>　　【3・5　略】</p>	<p style="text-align: center;">（食品表示対策室並びに上席景品・表示調査官及び課徴金審査官）</p> <p>第七条　【同上】</p> <p>2　食品表示対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>　　【一・四　同上】</p> <p>五　健康増進法（平成十四年法律第二百三号）第三十一条第一項に規定する表示に関すること（同法第三十二条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による命令並びに同条第三項において準用する同法第二十七条第一項の規定による立入検査及び収去の実施に係るものに限る。）。</p> <p>　　【六・七　同上】</p> <p>　　【3・5　同上】</p>	<p style="text-align: center;">（食品表示対策室並びに上席景品・表示調査官及び課徴金審査官）</p> <p>第七条　【同上】</p> <p>2　食品表示対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>　　【一・四　同上】</p> <p>五　健康増進法（平成十四年法律第二百三号）第三十一条第一項に規定する表示に関すること（同法第三十二条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による命令並びに同条第三項において準用する同法第二十七条第一項の規定による立入検査及び収去の実施に係るものに限る。）。</p> <p>　　【六・七　同上】</p> <p>　　【3・5　同上】</p>

備考　表中の「」の記載は注記である。

（内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成二十一年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

備考　表中の「」の記載は注記である。

（食品表示基準の一部改正）

第四条 食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

備考	改正後	
	(定義)	(定義)
表中の「」の記載は注記である。	第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 「一〇九 略」	第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 「一〇九 略」
「2 ・ 3 略」	十 機能性表示食品 疾病に罹患していない者（未成年者、妊娠婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦を除く。）に対し、機能性関与成分によって健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的（疾病リスクの低減に係るもの）を除く。）が期待できる旨を科学的根拠に基づいて容器包装に表示をする食品（健康増進法（平成十四年法律第二百三号）第四十三条第一項の規定に基づく許可又は同法第六十三条第一項の規定に基づく承認を受け、特別の用途に適する旨の表示をする食品（以下「特別用途食品」という。）・栄養機能食品、アルコールを含有する飲料及び国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えるものとして健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）第十一第二項で定める栄養素の過剰な摂取につながる食品を除く。）であつて、当該食品に関する表示の内容、食品関連事業者名及び連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報、安全性及び機能性の根拠に関する情報、生産・製造及び品質の管理に関する情報、健康被害の情報収集体制その他必要な事項を販売日の六十日前までに消費者庁長官に届け出たものをいう。	十 機能性表示食品 疾病に罹患していない者（未成年者、妊娠婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦を除く。）に対し、機能性関与成分によって健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的（疾病リスクの低減に係るもの）を除く。）が期待できる旨を科学的根拠に基づいて容器包装に表示をする食品（健康増進法（平成十四年法律第二百三号）第四十三条第一項の規定に基づく許可又は同法第六十三条第一項の規定に基づく承認を受け、特別の用途に適する旨の表示をする食品（以下「特別用途食品」という。）・栄養機能食品、アルコールを含有する飲料及び国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えるものとして健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）第十一第二項で定める栄養素の過剰な摂取につながる食品を除く。）であつて、当該食品に関する表示の内容、食品関連事業者名及び連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報、安全性及び機能性の根拠に関する情報、生産・製造及び品質の管理に関する情報、健康被害の情報収集体制その他必要な事項を販売日の六十日前までに消費者庁長官に届け出たものをいう。
「2 ・ 3 同上」	「一〇九 同上」	「一〇九 同上」

附
則

この府令は、平成三十二年四月一日から施行する。